

# 碧空デイサービスセンター

## 通所介護及び介護予防通所介護又は介護保険法に基づく 第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス） 重要事項説明書

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている通所介護及び介護予防通所介護又は介護保険法に基づく第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明致します。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をして下さい。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員・設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」に基づき、通所介護「介護予防通所介護又は介護保険法に基づく第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）」契約締結に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

### 1、指定居宅サービスを提供する事業者について

|       |               |
|-------|---------------|
| 事業者   | 社会福祉法人浩志会     |
| 代表者   | 理事長 佐藤浩司      |
| 所在地   | 岡山県倉敷市林1140番地 |
| 電話    | (086)485-1165 |
| F A X | (086)485-3900 |

### 2、ご利用者様への通所介護及び介護予防通所介護又は介護保険法に基づく第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）を提供・担当する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

|        |                             |
|--------|-----------------------------|
| 事業所    | 碧空デイサービスセンター                |
| 事業者番号  | 3370205134                  |
| 所在地    | 岡山県倉敷市児島下の町5丁目7番10号         |
| 電話     | (086)470-6336               |
| 相談担当者  | 生活相談員 高原 緑                  |
| 事業実施地域 | 倉敷市・玉野市・都窪郡早島町・岡山市(旧灘崎町に限る) |

#### (2) 事業の目的・内容及び運営方針、利用定員

|          |   |
|----------|---|
| 事業の目的・内容 | 介護保険法の理念に基づき利用所の日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消、心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。 |
| 運営方針     | 福祉の向上と地域社会に貢献し、全ての方々から満足と信頼の得られる福祉施設を築いていく。   |
| 利用定員     | 50名   |

### 3、通所介護及び介護予防通所介護又は介護保険法に基づく第1号通所事業 (介護予防通所介護相当サービス)の内容

指定通所介護「介護予防通所介護又は介護保険法に基づく第1号通所事業  
(介護予防通所介護相当サービス)」の内容は次の通りとする。

#### (1) 日常生活の援助

日常生活動作能力に応じて必要な介助を行う。

- ア 排泄の介助
- イ 移動の介助
- ウ 必要な身体介護
- エ 療養(休養)

#### (2) 健康状態の確認

バイタルチェック等

#### (3) 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むために必要な機能の減退を防ぐための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービス(アクティビティサービス)

- ア 日常生活動作に関する訓練
- イ レクリエーション(アクティビティ)
- ウ グループワーク
- エ 行事的活動
- オ 趣味活動

#### (4) 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車輛等により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車輛への昇降、および移動の介助を行う。

#### (5) 入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

- ・入浴の形態
  - 一般浴槽のみ(個人浴槽と大浴槽とが選択可)
- ・介助の種類
  - ア 衣類の着脱
  - イ 身体の清拭・洗髪・洗身
  - ウ その他必要なサービス

#### (6) 食事サービス

- ア 準備・後始末の介助
- イ 食事摂取の介助
- ウ その他必要な食事の介助
- エ 調理

#### (7) 相談助言に関すること

利用者及び、その家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

- ア 日常生活動作に関する訓練の相談
- イ 福祉用具の利用方法の相談、助言
- ウ 住宅改修に関する情報提供
- エ 家族介護者教室の開催
- オ その他必要な相談

#### 4、職員体制

| 従 業 員 の 種 類                              | 員 数 | 勤務時間体制                       |
|--|-----|------------------------------|
| 管 理 者<br>(介護職員・生活相談員との兼務含む)              | 1人  | ① 8:00～17:00<br>② 8:30～17:00 |
| 生 活 相 談 員<br>(介護職員との兼務含む)                | 2人  | ③ 8:30～16:30<br>④ 9:00～15:30 |
| 看 護 職 員<br>(介護職員・機能訓練指導員との兼務含む)          | 1人  | ⑤ 9:00～17:00<br>⑥ 8:00～15:00 |
| 介 護 職 員<br>(管理者・看護師・生活相談員・機能訓練指導員との兼務含む) | 10人 |                              |
| 機 能 訓 練 指 導 員<br>(看護職員・介護職員との兼務含む)       | 1人  |                              |

#### 5、営業日

|      |                                  |          |              |
|------|----------------------------------|----------|--------------|
| 営業日  | 月曜日から金曜日までとする。但し、12月30日から1月3日を除く |          |              |
| 営業時間 | 8:00 ~ 17:00                     | サービス提供時間 | 9:15 ~ 16:20 |

#### 6、利用料 ※別紙参照

#### 7、秘密の保持と個人情報の保護について

|                   |  |
|-------------------|--|
| 個人情報の保護について       | 事業者は、利用者から予め文書により同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても同様です。事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしてします。 |
| その家族に関する秘密の保護について | サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。   |

## 8、苦情申立窓口

|        |                |               |  |
|--------|----------------|---------------|--|
| 苦情申立窓口 | 窓口担当者          | 生活相談員 高原 緑    |  |
|        | ご利用時間          | 8:00～17:00    |  |
|        | 電話番号           | (086)470-6336 |  |
| 苦情申立機関 | 倉敷市介護保険課       | (086)426-3343 |  |
|        | 都窪郡早島町役場町健康福祉課 | (086)482-2483 |  |
|        | 岡山市介護保険課       | (086)803-1240 |  |
|        | 玉野市役所長寿介護課     | (0863)32-5534 |  |
|        | 岡山県国民健康保険団体連合会 | (086)223-8876 |  |

※利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要については別紙参照

## 9、緊急時等の対応

- ①通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師へ連絡を行う等必要な措置をとります。
- ②事故の状況及びその際採った処置の状況について記録する。
- ③賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行う。

## 10、事故発生時の対応

通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置をとります。

|         |     |                   |  |
|---------|-----|-------------------|--|
| 利用者の主治医 | 病院名 |                   |  |
|         | 医師名 |                   |  |
|         | 電話  |                   |  |
| 協力医療機関  | 病院名 | 西原医院              |  |
|         | 所在地 | 倉敷市児島下の町1丁目11番14号 |  |
|         | 電話  | (086)472-3505     |  |
|         | 病院名 | やまな内科整形外科         |  |
|         | 所在地 | 倉敷市児島下の町10丁目2番12号 |  |
|         | 電話  | (086)472-3012     |  |
| 緊急連絡先   | 氏名  |                   |  |
|         | 住所  |                   |  |
|         | 電話  | 自宅                |  |
|         |     | 携帯                |  |

## 11、非常災害対策の方法

通所介護「介護予防通所介護又は介護保険法に基づく第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）」の提供中に、天災その他災害が発生した場合、従業員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また管理者は日常的に具体的な対処方法や避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。非常災害時に備え、定期的に避難訓練を行う。

## 1 2、サービス利用にあたっての留意事項

利用者は、通所介護事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意してください。

- ①他の利用者が適切な通所介護事業の提供を受けるための権利・機会を侵害してはならないこと。
- ②事業所の施設・設備等の使用にあたっては、本来の用途に従い適切に使用しなければならないこと。
- ③その他、事業所の規則等を遵守しなければならないこと。

## 1 3、重要事項説明の年月日

令和 年 月 日

上記内容について当事業所は、居宅介護サービスの提供にあたり、利用者に対してサービス内容の説明及び、重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項の説明を行いました。

また利用者は、サービス内容説明及び、重要事項説明書に同意いたします。

居宅サービス事業者

所在地 岡山県倉敷市児島下の町5丁目7番10号

法人名 社会福祉法人浩志会

代表者 理事長 佐藤浩司

事業所名 碧空デイサービスセンター

説明者氏名 管理者 松 篤 悟 史

上記内容の説明を事業者から確かに受け、同意致しました。

利用者住所 岡山県倉敷市

利用者氏名 \_\_\_\_\_

代 筆 者 \_\_\_\_\_ 続柄( )

代 理 人 \_\_\_\_\_ 続柄( )